

第4期中期目標	第4期中期計画	令和4年度 法人本部 年度計画	令和4年度 年度計画 (高専名：一國工業高等専門学校)
<p>3) これらが有効に機能していること等について、内部監査等によりモニタリング検証するとともに、公正かつ独立の立場から評価するために、監事への内部監査等の結果の報告、監事と支障する職員の配置などにより、監事による監査機能を強化する。</p> <p>4) 平成 23 年度に策定した「公的研究費等に関する不正使用の再発防止策」の確実な実施を各国立高等専門学校に徹底させるとともに、必要に応じ本再発防止策を見直し、加えて、各国立高等専門学校の研究員等責任者を対象としたWeb会議の開催や各国立高等専門学校において研究員の適切な取扱いに関する注意喚起等を行う。</p> <p>5) 各国立高等専門学校において、機構の中期計画及び年度計画を踏まえ、個別の年度計画を定めることとする。なお、その際には、各国立高等専門学校及び各学科の特性に応じた具体的な成果指標を設定する。</p>	<p>3) これらが有効に機能させるために、内部監査及び各国立高等専門学校の相互監査については、検査を踏まえた監査項目の裏返しを行い、発見した課題については情報も共有し、速やかに対応を行う。また、内部監査等の結果を監事に報告するとともに、監事と支障する職員の配置などにより効果的に監査が実施できる体制とするなど監事による監査機能を強化する。なお、監事監査結果について随時報告を行う。</p> <p>4) 平成 23 年度に策定した「公的研究費等に関する不正使用の再発防止策」の確実な実施を各国立高等専門学校に徹底させることとし、必要に応じ本再発防止策を見直し、加えて、各国立高等専門学校の研究員等責任者を対象としたWeb会議の開催や各国立高等専門学校において研究員の適切な取扱いに関する注意喚起等を行う。</p> <p>5) 各国立高等専門学校において、機構の中期計画及び年度計画を踏まえ、個別の年度計画を定めることとする。なお、その際には、各国立高等専門学校及び各学科の特性に応じた具体的な成果指標を設定する。</p>	<p>1) 監査法人往査や高専相互監査の指摘事項などを参考に、時宜を踏まえた内部監査項目に基づき内部監査を実施し、発見した課題については情報を共有し、速やかに対応を行う。</p> <p>2) 本校独自の「公的研究費使用マニュアル」を教職員に配付し、定期的に説明会を行い、教員員の意識啓蒙の向上を図る。 この機構が示す公的研究費等に関する不正使用の再発防止策の取組を徹底して行う。</p> <p>3) 本校独自の年度計画を定める。</p>	